

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 外国為替令の一部改正

輸出貿易管理令別表第一の三の項（三）に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術の提供について
経済産業大臣の許可を要するものとする事。
（別表関係）

第二 輸出貿易管理令の一部改正

一 経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、トリチウムの製造に用いられる装置の部分品等を追加する等所要の規定の整備を行うこと。
（別表第一関係）

二 一部の血液製剤の輸出について経済産業大臣の承認を要しないものとする事。
（別表第二関係）

第三 附則

一 この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行するものとする事。ただし、別表第二の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行するものとする事。
（附則第一項関係）
二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定する事。
（附則第二項関係）